

高齢者交通安全だより

★ 高齢運転者の皆さんへ ★

高齢運転者へのアドバイス

一般的に、年齢を重ねるごとに、次の身体機能が低下します。

この特性を一人一人が自覚して、

「高齢運転者の五つの心得」

を実践しましょう。



- 認知能力…車、歩行者等を発見する能力
- 判断能力…発見した車、歩行者等がどのような行動をとるのか、また、それに対してどのように対処すべきかを判断する能力
- 操作能力…ハンドル、ブレーキ等を的確に操作する能力

【高齢運転者の五つの心得】

- 一 体調が悪い時は運転を控える
- 二 身体機能の変化を自覚し、ゆとりある運転に努める
- 三 運転中は緊張感を持ち、脇見・ぼんやり運転をしない
- 四 交差点では、落ち着いて確実な安全確認を行う
- 五 70歳以上の運転者は「高齢運転者マーク」を付ける

高齢者交通安全だより

★ 高齢運転者の皆さんへ ★

◎ 申請による免許取消し（自主返納）を行った人は、運転経歴証明書の交付が受けられます。

【申請できる期間】

○ 申請は、免許の申請取消し（有効免許証の自主返納）を行ってから5年以内の方又は、申請前5年以内に免許が失効した方ができます。

※ 免許の取消しを受けた方は申請できません。



| | | |
|-----------------------------------|------------------|-------------|
| 氏名 | キャッチくん | 平成5年 1月 1日生 |
| 住所 | 長崎市尾上町 3-3 | |
| 受付 | 令和01年05月10日 | 00123 |
| 運転経歴証明書 (自動車等の運転はできません) | | |
| 番号 | 第 123456789000 号 | |
| 発行 | 平成00年00月00日 | 種類 |
| 日 | 平成25年01月10日 | |
| 二番 | 平成00年00月00日 | |

長崎県
公安委員会

【申請できる場所】

○ 各警察署（長崎・大村警察署除く。）、運転免許試験場及び長崎運転免許センター

【必要なもの】

○ 住所・氏名及び生年月日を確認できる書類（住民票、健康保険証、住民基本台帳カード等）

※ ただし、申請取消しと同時の申請の場合は当該書類は不要です。

○ 申請用写真（試験場及び免許センターでの申請は写真不要）

○ 交付手数料 1,100円

※ 運転免許証を自主返納した方への支援を、自治体や企業、団体が行っています。詳しくはこのホームページの『運転免許証を自主返納した方への支援』を御覧ください。

